

苦小牧市 妊婦のための支援給付について

令和7年4月1日から、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施します。

苦小牧市では、「妊婦のための支援給付」として妊娠時と出産予定日8週間前以降の2回に分けて「妊婦支援給付金」を支給します。



1 1回目 妊娠時（5万円の給付）

1. 令和7年4月1日以降に妊娠届出、妊婦支援給付認定の申請をし、助産師・保健師等の面談を受けた妊婦の方
2. 令和7年3月31日までに妊娠届出をし、助産師・保健師等の面談（妊婦面接）を受けた妊婦の方で、旧事業（出産・子育て応援事業）の出産応援ギフトを申請していない方

2 2回目 出産予定日8週間前以降（胎児1人あたり5万円の給付）

令和7年4月1日以降に出産又は出産予定で、胎児の数の届け出をした妊産婦の方
※妊娠8ヶ月頃のアンケートとともに、「胎児の数の届出書」を送付いたします。

3 支給方法

妊産婦名義の銀行口座に振り込み

※妊産婦以外の口座名義は指定できません。

※申請をいただいてから支給まで2ヶ月程度かかります。あらかじめご了承ください。

妊娠時

妊娠8ヶ月～

出産後

- ・妊娠届・面談
- ・妊婦支援給付申請
（1回目の給付）

- ・妊娠8ヶ月アンケート
- ・胎児数の届出（2回目の給付）

※令和7年4月1日以降に流産・死産・人工妊娠中絶等を経験した方、お子様を亡くされた方も申請いただけます。妊娠の事実や胎児の数を確認するため、母子健康手帳が必要となります。妊娠の届出をする前に流産等を経験した方も申請できます。その場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書等で妊娠の事実を確認させていただきます。こども家庭支援室母子保健担当までご相談ください。

苦小牧市役所

こども家庭支援室 母子保健担当

0144-32-6411

（受付時間：8:45～17:15）



市HP(QRコード)